

消費004（GPA 2014類）

問 A社は、かねてから役員等の退職金等の原資にあてるため、B生命保険会社（内国法人）の養老保険（Xを被保険者、保険期間5年、満期保険金3,000万円の受取人をA社、死亡保険金の受取人もA社とする保険契約）に加入し、保険料を支払っていた。なお、X4事業年度における支払保険料の総額は、600万円であった。この養老保険は、平成25年4月10日に満期となり、A社は満期保険金3,000万円を受け取った。

A社が受け取った上記養老保険の満期保険金3,000万円は、消費税法上どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

消費004 不課税取引

【重要性：B】【難易度：易】

解答 A社が受け取った満期保険金には対価性がないため、消費税法第2条第1項第8号の資産の譲渡等にあたらぬ。従って、消費税法は適用されない（消費税法第4条第1項）。

消費税法 第2条（定義）第1項 第8号

資産の譲渡等

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

消費税法 第4条（課税の対象）第1項

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。

消費004 不課税取引

解説 消費税法の問題だけでなく、法人税法の問題でも、定期保険や養老保険といった保険が登場する。定期保険は被保険者の死亡によって保険金が支払われる保険で、障害特約等の特約が付されているものを含む。保険事故が発生しなければ、保険金を受け取ることがない、いわゆる掛捨ての保険である。これに対し、養老保険は被保険者に死亡事故が生じた場合だけでなく、満期まで死亡事故が生じなかった場合にも、保険金を受け取れる貯蓄型の保険である。

保険を受け取る取引は、対価性がなく、不課税取引とされる。従って、そもそも消費税法の適用を受けない。非課税取引ではないので、消費税法6条を適用させるのは誤りである。

消費005（GPA 2014類）

問 Cは、居住者であって、製造業を営む個人事業者であり、青色申告者である。また、消費税についてX1年から簡易課税制度の適用を受けている。Cの主たる業務は、A社への建設資材販売である。Cは、A社への建設資材の販売が増加すると予想して、X5年7月にその製造機器を新たに購入した。

以下の税務処理に関する記述につき、正しい場合には○、誤っている場合には×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、当該各記述に係る税務処理が正しい場合はその根拠条文を、誤っている場合は正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。

【税務処理に関する記述】

「Cは、X5年7月に行った上記製造機器購入の後に、その方が有利であると判断したとしても、X5年分の消費税について、簡易課税制度の適用を取りやめることはできない。」

消費005 簡易課税制度

【重要性：B】【難易度：易】

○×欄	記 述 欄
○	消費税法第37条第4項、第6項

消費税法 第37条（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）第4項、第6項

- 4 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 6 第四項の規定による届出書の提出があったときは、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

消費005 簡易課税制度

解説 基準期間における課税売上高（2期前の税抜売上高）が5,000万円以下の事業者は、簡易課税制度を適用することができる。簡易課税制度は税理士試験だけでなく、会計士試験においても2016年に出題されており、本問の論点は、非常に有名な論点であり、多くの専門学校で取り上げているはずである。

簡易課税制度では、費用側の資料を使わずに、課税標準に対する消費税額に一定の割合を乗じた金額を控除対象仕入税額として、簡便的に納付税額の計算を行う。

この簡易課税制度は、事業開始年度を除き、簡易課税制度を適用する旨の届出書を提出した翌課税期間から適用され（37①）、個別対応方式や一括比例配分方式で計算した仕入税額との有利選択はできない。本問のように、簡易課税制度の適用をやめるときは、その旨を記載した届出書を所轄税務署長に提出し（37④）、その翌課税期間から簡易課税制度をやめることになる（37⑥）。

消費税法 第37条（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）第1項（一部抜粋）

事業者（免税事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

1. 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

消費006（GPA 2012類）

問 A株式会社（以下「A社」）は、主として自動車販売業を営む内国法人であり、その事業年度は暦年である。A社は同族会社であり、有価証券報告書を提出しておらず、また、所定の時期に確定額の役員給与を支払う旨の届出を所轄税務署長にしていない。

A社は、経営の刷新を狙い、X1事業年度において、当時営業部長であり、その有能さを十分に発揮しているBを代表取締役社長に選任すると共に、Bに営業部長職を引き続き兼務させた。

A社は、X3年2月に、かねてBが入手を希望していたA社保有の展示用クラシックカー甲（時価 2,000万円）を、500万円で売却した。この売却は、BのこれまでのA社への貢献に報い、また今後の活躍への期待を込めて、行われたものである。

A社がBに対して行った甲の売却は消費税法上どのように取り扱うべきか。根拠条文を示しつつ、述べなさい。

消費006 役員への低額譲渡

【重要性：A】【難易度：易】

解答 法人が役員に対して、時価に比して著しく低い価額で資産を譲渡した場合、その譲渡対価は時価相当額とされる（消費税法第28条第1項）。本問において、A社は、役員Bに対して、時価2,000万円の甲を500万円で譲渡しており、著しく低い価額で譲渡したといえる。従って、甲の譲渡対価を実際の取引価額500万円ではなく、時価相当額2,000万円として、消費税の計算を行うべきである。

消費税法 第28条（課税標準）第1項

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

消費006 役員への低額譲渡

解説 低額譲渡に関する規定は、消費税法第28条にあるが、「著しく低いとき」の具体的解釈は、基本通達で行われている。また、本問では問われていないが、消費税法第28条の「役員」には、法人税法上の「みなし役員」も含まれることに留意すること。また、棚卸資産については、仕入価額以上の譲渡であれば、低額譲渡にあたらないこと、役員に対する資産の贈与は時価相当額が譲渡対価となるが、無償の貸付けは規定の対象外となることなどにも留意すること

消費税法 基本通達 10-1-2

法第28条第1項ただし書《課税標準》に規定する「資産の価額に比し著しく低いとき」とは、法人のその役員に対する資産の譲渡金額が、当該譲渡の時における資産の価額に相当する金額のおおむね50%に相当する金額に満たない場合をいうものとする。

なお、当該譲渡に係る資産が棚卸資産である場合において、その資産の譲渡金額が、次の要件のいずれをも満たすときは、「資産の価額に比し著しく低いとき」に該当しないものとして取り扱う。

- (1) 当該資産の課税仕入れの金額以上であること。
- (2) 通常他に販売する価額のおおむね50%に相当する金額以上であること。

ただし、法人が資産を役員に対し著しく低い価額により譲渡した場合においても、当該資産の譲渡が、役員及び使用人の全部につき一律に又は勤続年数等に応ずる合理的な基準により普遍的に定められた値引率に基づいて行われた場合は、この限りでない。

参考法規

消費税法 第4条（課税の対象）第5項 第2号

5 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- 一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用
- 二 法人が資産をその役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

消費税法 第2条（定義）第15号

役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

参考法規

法人税法 施行令 第7条（役員）の範囲）

法第二条第十五号（役員）の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。）以外の者でその法人の経営に従事しているもの
- 二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで（使用人兼務役員とされない役員）の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

消費税法 基本通達 5-3-5（役員に対する無償譲渡等）

法第4条第5項第2号《役員に対するみなし譲渡》又は第28条第1項ただし書《課税標準》の規定により、法人がその役員に対し、資産を無償で譲渡した場合又は**資産の譲渡の時に**おける当該資産の価額に比し著しく低い対価の額で譲渡した場合には、当該譲渡の**時に**おける**価額に相当する金額がその対価の額とされるのであるが**、法人がその役員に対し無償で行った資産の貸付け又は役務の提供については、これらの規定が適用されないことに留意する。